

NEWS RELEASE

損保ジャパン日本興亜

2018年8月29日 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

【自動車保険】認知症等の責任無能力者の監督義務者を補償対象に追加

損害保険ジャパン日本興亜株式会社(社長:西澤 敬二、以下「損保ジャパン日本興亜」)は、認知症等により責任能力を有していない者(以下「責任無能力者」)と判断される場合の自動車事故に対応するため、2019年1月に自動車保険を改定し、責任無能力者の監督義務者(認知症等の方の配偶者や親族など)を補償の対象となる被保険者に追加します。

本改定は、SOMPOホールディングスグループが認知症に関する社会的課題に注目し、「認知症にならない・なってもその人らしく生きられる社会」を目指す「SOMPO認知症サポートプログラム」の取組みの一環です。

1. 背景·趣旨

近年、高齢者による自動車事故の割合の増加に社会的関心が高まっています。加齢による認知機能低下が原因と考えられる自動車事故も発生しており、万が一、認知症等の運転者ご本人が責任無能力者と判断された場合、周囲のご家族等に監督責任がおよぶ可能性があります。このようなケースに対応するため、このたび、責任無能力者の監督義務者(認知症等の方の配偶者や親族など)を補償の対象に含める改定を実施します。

2. 商品概要

(1) 改定内容

記名被保険者(主に運転される方)、そのご家族^{*1} または許諾被保険者^{*2} が起こした事故により、これらの方の監督義務者等^{*3} が法律上の損害賠償責任を負った場合は、その監督義務者等^{*3} が被保険者に含まれ補償の対象となります。

- (注) 現行の自動車保険においても、多くのケースで記名被保険者等の監督義務者は補償の対象となります。 なお、一部の例外的なケースにおいて、監督義務者が補償の対象とならない場合があるため、その場合の 監督責任を補償するためのセーフティネットとして補償を拡充するものです。
- ※1 配偶者、同居の親族、別居の未婚の子
- ※2 記名被保険者の承諾を得て契約自動車を使用または管理中の者
- ※3 親権者、監督義務者、監督義務者に準じる者 (親族に限ります。)

<改定により補償の対象となるケース(例)>

① 認知症の被保険者が起こした自動車事故について、別居の既婚の子が監督責任を負う場合



- ・被保険者(親)が運転する車で事故を起 こした。被保険者は認知症で責任無能力 とされ、別居の既婚の子が監督責任を 負った。
- ・今回の改定により、別居の既婚の子が負う法律上の損害賠償責任についても、被保険者(親)の保険契約で補償の対象となる。
- ② 認知症の許諾被保険者が起こした自動車事故について、配偶者が監督責任を負う場合



- ・記名被保険者A(知人)から車を借用した 許諾被保険者B(認知症)が事故を起こし た。許諾被保険者Bは認知症で責任無能力 とされ、Bの配偶者Cが監督責任を負った。
 - (注)記名被保険者AはBが認知症であることを知らずに使用を許可。
- ・今回の改定により、図のケースのように許諾被保険者の監督義務者が負う法律上の損害賠償責任についても、記名被保険者Aの保険契約で補償の対象となる。

(2)対象となる商品

『THE クルマの保険(個人用自動車保険)』および『SGP(一般自動車保険)』の対人賠償責任保険・対物賠償責任保険

(3) 改定実施日

2019年1月1日以降を保険始期日とするご契約から改定されます。

3. 今後について

損保ジャパン日本興亜は、今後も高齢者等を取り巻く社会環境に合致した商品・サービスを提供する ことで、安心・安全な社会の実現に貢献していきます。

以上